

もりおか元気応援寄附金推進事業（ふるさと納税）の実施について

平成 28 年 2 月 15 日
 市 長 公 室
 財 政 部
 商 工 観 光 部
 農 林 部
 玉 山 総 合 事 務 所

もりおか元気応援寄附金推進事業（ふるさと納税）は、寄附者が寄附しやすい環境を整備することや、市の特産品等を返礼品として贈呈することを通じて、盛岡の価値・魅力を全国に情報発信するとともに、市の物産等の振興を図り、さらには、本市への寄附を広く集めることで自主財源を確保することを目的として実施するものである。

1 ふるさと納税の現状

(1) ふるさと納税制度

ふるさと納税（寄附金）は、出身地等の自治体（ふるさと）に対し、納税することができない代わりに、寄附金という形で応援した場合、所得税や住民税の一定額を控除する仕組みで、平成 20 年から税額控除の制度が実施された。

平成 27 年度税制改正により、寄附金控除額が、住民税所得割のおおよそ 10% から 20% に引き上げられたほか、サラリーマンなどの寄附金控除のための確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ制度」が導入された。

また、近年、歳入の確保、特産品の PR や流通拡大、自治体の PR などを目的とし、ふるさと納税に対し農産物や海産物、工業製品等の地場産品を返礼品として提供する自治体が増えており、億単位で寄附金を集めている自治体も増加している。

今後、個人番号制度のマイナポータルを活用した簡素な税額控除の仕組みの導入が予定されているほか、さらなる控除枠の拡大も検討され、ふるさと納税を行う人がさらに増加すると考えられるため、市民が盛岡市以外の自治体へ寄附することに伴う収減も見込まれる状況となっている。

(2) 他都市の取組状況

東北の県庁所在都市では、現在、盛岡市と仙台市が特産品等の提供を実施していないが、県内では、北上市や花巻市、奥州市、滝沢市など、既に多くの市町村で取組まれており、未実施の自治体においても検討が進められている状況である。

(3) 寄附金額の実績

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|
| 市への寄附金総額 | 39,385 千円 | 14,523 千円 | 8,352 千円 | 8,925 千円 | — |
| 市民税寄附金控除額 | 2,095 千円 | 24,747 千円 | 7,406 千円 | 9,497 千円 | 21,811 千円 |

※寄附金控除額は、前年の寄附額に係る控除である。

2 実施体制

(1) 担当部課

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ 寄附金の受付・調定・税控除関係 | 財政部市民税課 |
| ・ 返礼品関係 | 商工観光部商工課 |
| ・ 寄附金の使途・活用関係 | 市長公室企画調整課，財政部財政課 |

3 実施方法

(1) 寄附金の受付

- ・ インターネットのふるさと納税サイトでの受付（市が契約する事業者）
- ・ 市の寄附金担当課（市民税課）での受付（電話，FAX，電子メール，来庁等）

(2) 寄附金の納入方法

① クレジット払いによる納入

- ・ インターネットのふるさと納税サイトからの手続きのみ可能

② ゆうちょ銀行での納入（ゆうちょ銀行の窓口のある郵便局を含む）

- ・ 市から送付する払込取扱票で納付
- ・ 寄附者の払込み料金負担はなし

③ 指定金融機関での納入

- ・ 市から送付する納付書で納入
- ・ 市の指定金融機関は，寄附者の振込手数料負担はなし

④ 現金での納入

- ・ 市の窓口で納入
- ・ 現金書留による納入（郵便料等は寄附者負担）

(3) 返礼品の贈呈

① 寄附者に対する返礼品の贈呈

- ・ 一定額（1万円）以上の寄附者に対し，返礼品を贈呈することとする。ただし，希望しない場合は贈呈しない。

② 返礼品の内容

- ・ 返礼品は，盛岡特産品ブランド（盛岡ブランド認証商品）を中心とした市の農畜産品，食品，工芸品等の特産品や体験等とし，盛岡の情報発信（PR）に努めていく。

（返礼品の参考例）

- 農畜産品 米，牛肉，リンゴ，里芋，その他農畜産品，農畜産加工品
 - 食品 麺類，酒類，ジュース，菓子類等
 - 工芸品 南部鉄器，ホームスパン，染物等
 - 観光 つなぎ温泉宿泊券，市内観光ツアー，キャンプ体験等
 - 体験等 北上川ゴムボート下り，アイスリンク利用券，各種イベント体験等
- ・ 返礼品の内容については，市が「返礼品の方針」を定める。
 - ・ 体験等の返礼品は，全庁からアイデアを募り検討する。

③返礼品関係業務の委託

具体的な返礼品メニューの開発、パンフレット作成、発送、在庫管理、苦情対応等は委託により行う。

④返礼品を提供する対象

現在のふるさと納税制度が、個人を対象にしたものであることから、返礼品の贈呈は、原則、個人の寄附に対して行うこととする。

なお、自営業等の個人事業主の場合は、税制上個人の所得として申告されるものであるため、返礼品の対象とする。

⑤盛岡市民の寄附

寄附金控除により税収が減少するため、市民に対して返礼品を贈呈していない市町村もあるが、物産振興及び地域経済の活性化等の観点から、盛岡市民に対しても返礼品を贈呈することとする。

⑥法人の寄附

法人の寄附は、現在の制度では、全額損金算入できることとされているが、現在のふるさと納税制度が、個人を対象にしたものであることから、法人への返礼品の提供については、自治体により対応が異なっている状況である。

また、平成 28 年度税制改正で、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設され、地方公共団体の地方創生のための効果的な事業に賛同する企業が寄附をした場合、これまでの損金算入措置に加え、法人事業税、法人住民税、及び法人税の税額控除が導入されることとなった。

このことから、法人の寄附に関する取扱いが、今後、大きく変わることが見込まれることから、今回の返礼品の提供は対象外とするもの。

⑦任意団体の寄附

任意団体からの寄附については、ふるさと納税制度が個人を対象にしたものであること、任意団体の寄附として代表的なバザーの売上金の寄附金の場合、返礼品を提供すること自体が、寄附の趣旨を大きく損ねると考えられることから、その他の任意団体との公平性を考慮し、任意団体への返礼品の提供は行わないこととするもの。

(4) ふるさと納税のPR等

- ・市ホームページへの掲載
- ・ふるさと納税関係インターネットサイトの活用
(インターネットサイトでは、盛岡市の紹介も含めた特集ページなども掲載する。)
- ・東京ふるさと会加入者へのパンフレット送付
- ・他県で開催する観光物産展での返礼品パンフレット、制度紹介パンフレットの配布
- ・さんさ踊りやチャグチャグ馬コなど、市内の祭り等でのPR

4 寄附金の使途及び活用

寄附金の使途は、寄附を申し出る際に数項目を示すものとし、市総合計画の課題や社会情勢等の変化を踏まえ、毎年度、項目や内容の見直しを行いながら、運用を図るものとする。

(使途の参考例)

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|---|
| 元気なもりおっ子の未来を応援 | 子ども子育ての支援強化、学校施設の整備、教育振興基金への積立、いじめ対策など |
| もりおかの中山間地域や農業を応援 | 若手農業者への支援、6次産業化の推進、中山間地域の振興など |
| 芸術・文化・スポーツが奏でるまち盛岡を応援 | 盛岡芸妓の育成、美術品の修復、博物館施設の整備、北上川ゴムボート下りの充実、冬季スポーツの充実など |
| 歴史の残るまち盛岡を応援 | 自然環境の保護、盛岡城跡の整備、文化財の活用、まちの魅力向上など |
| 市長におまかせ、元気なまちづくりを応援 | 災害に強いまちづくり、豊かな高齢社会の実現、障がい者等の社会活動の支援、起業の支援など |

寄附金の活用は、原則として、寄附者が希望する使途項目を尊重しながら、寄附のあった年の翌年度の事業予算に反映させるよう取り組むものとする。

5 返礼品提供の実施時期

返礼品の提供は、平成28年9月1日以降の寄附から対象とする。

6 寄附金見込み額

他都市の状況等から、9月～3月までの7ヵ月間の見込みとして、寄附件数3,500件、一人当たり平均寄附額20,000円とし、寄附額を7千万円と見込んでいる。

7 実績の公表

寄附金の実績及び寄附金を活用した事業の実績については、年1回、HPやパンフレット等により公表する。

氏名等の公表を承諾いただいた方については、市のホームページのみで公表する。

8 個人からの寄附金窓口の一元化

現在、各課等で受付けている個人（個人事業主を含む）からの寄附金の窓口を市民税課に一元化し、原則、市民税課に案内するかインターネットサイトからの寄附を案内する。

なお、法人や任意団体等個人以外の寄附については、従来どおり各課等で取扱うこととするが、使途や活用については、当面、ふるさと納税に準じて取り扱う。